

神戸市告示第 180 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時  
要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成 23 年 5 月 23 日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 指定を解除する区域（別図のとおり）  
兵庫区明和通 3 丁目 2 番 1 の一部（951.5 平方メートル）  
兵庫区明和通 3 丁目 2 番 7 の一部（286.9 平方メートル）
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物  
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

別図

